



長野県報

11月10日(木)
平成23年
(2011年)
第2318号

目次

規 則

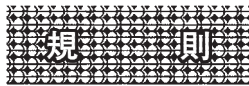
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則(園芸畜産課)	2
-------------------------------------	---

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付の通報(園芸畜産課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	6
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示(3件)(森林づくり推進課)	6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	8
平成24年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)の学生の2次募集の実施(医療推進課)	8
平成24年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の2次募集の実施(医療推進課)	9
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	10
一般競争入札(住宅課)	10
一般競争入札(管財課)	11
一般競争入札(生活排水課)	12
一般競争入札(河川課)	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	14
企画提案公募(プロポーザル)(障害者支援課)	14
一般競争入札(特別支援教育課)	14
一般競争入札(保健厚生課)	15



家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年11月10日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第30号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年長野県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第4条中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、法第17条の2第5項の規定による殺処分を行う必要があるときは、当該家畜の所有者に様式第4号による命令書を交付するものとする。

第5条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第6条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第7条の見出しを「(評価人への通知)」に改め、同条中「家畜伝染病予防法施行規則第60条」を「法第58条第5項又は家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第10条第3項」に、「を選定したときは様式第7号」を「の意見を聴くときは、様式第8号」に改める。

「 年 月 日

様式第7号中 防疫員 を
地方公務員
その他の者

「 年 月 日 に、「第58条第4項」を
様

「第58条第5項(家畜伝染病予防法施行令第10条第3項)」に、「家畜についての評価人に選定しましたから」を「評価人としての意見を求めますので」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「各人1通その他の者は3通」を「2通」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とし、様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の様式を加える。

(様式第4号)(第4条関係)

(殺命令書)

長野県達 第 号

所有者住所

(管理者) 氏名

家畜伝染病予防法第17条の2第1項の規定により、下記のとおり指定地域及び指定家畜が指定されたので、同条第5項の規定により、この命令書を受領した日から 日以内に下記の指定家畜を殺すことを命ずる。

年 月 日

長野県知事 印

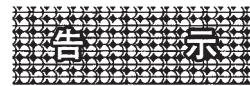
記

指 定 地 域	指 定 家 畜

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課



長野県告示第753号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年11月10日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
菅沼病院	飯田市鼎中平1970	平成26年11月10日

医療推進課